別記様式（第５条関係）

自動車運転代行業行政処分簿

被処分者	認定番号	長崎県公安委員会　第359号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ファースト運転代行
	主たる営業所が所在する市町	長崎県大村市杭出津２丁目
処分年月日		令和８年１月27日
処分内容		指示
処分理由		長崎県公安委員会に随伴用自動車に関する事項であって政令で定めるものの変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書を変更があった日から10日以内に提出しなかったため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第１項
処分を行った公安委員会		長崎県公安委員会

注１）処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注２）処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。